参考資料

浦安市介護予防・日常生活支援総合事業住民主体訪問型サービス事業補助金交付要綱(平成31年告示第4号)の一部改正

(下線の部分が改正部分)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

正

後

改

(2) 要支援者等 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等のうち、居宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム(法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホームを除く。)並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅を含む。)において支援を受ける者をいう。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の対象となる事業は、住民ボランティアによる、前条の法人又は団体が行う要支援者等に係る介護予防サービス計画等(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業により作成される計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた住民主体訪問型サービスの提供であって、要支援者等1人につき、月1回以上提供するものをいう。
- 2 前項に規定する住民主体訪問型サービスの内容は、<u>身体介護を伴わない生活援助であって、</u>介護予防サービス計画等に位置付けられているものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

正

前

改

(2) 要支援者等 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等のうち、法第8条第2項の厚生労働省令で定める施設及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅以外の居宅において支援を受ける者をいう。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の対象となる事業は、住民ボランティアによる、前条の法人又は団体が行う要支援者等に係る介護予防サービス計画等(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業により作成される計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた住民主体訪問型サービスの提供であって、要支援者等1人につき、月2回以上提供するものをいう。
 - 2 前項に規定する住民主体訪問型サービスの内容は、掃除、洗濯及び洗濯物の整理、寝具の整理、衣類の整理及び補修、調理及び配下膳、買物の同行及び代行、薬の受取、代筆及び代読、傾聴その他の介護予防サービス計画等に位置付けられているものとする。

(下線の部分が改正部分)

改 正 後 改 正	前
---------------	---

別表(第5条)

2 00 - 210							
	補助対象経費	補助基準額	補助金額				
	省略						
活	住民ボランティアの活動	要支援者等1	補助基準額又は補助対				
動	に係る謝礼金	人につき <u>1回</u>	象経費の実支出額から				
費		当たり400円	寄附金その他補助の対				
補		_(30分未満の	象経費に係る収入額を				
助		場合は、1回	控除した額のうち、い				
		当たり200	ずれか少ない額とす				
		円)。ただ	る。				
		し、月4回ま					
		でとする。					

<u>附 則</u> この告示は、公示の日から施行する。

別表(第5条)

.1 -2								
ſ		補助対象経費	補助基準額	補助金額				
Ī	同左							
Ī	活	住民ボランティアの活動	要支援者等1	補助基準額又は補助対				
	動	に係る謝礼金	人につき <u>30分</u>	象経費の実支出額から				
	費		当たり200円	寄附金その他補助の対				
	補			象経費に係る収入額を				
	助			控除した額のうち、い				
				ずれか少ない額とす				
Į				る。				